

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の改正概要等について

1 施行令の主な改正概要

当該施行令の改正により、インターネット異性紹介事業の事業停止事由となる児童の健全な育成に障害を及ぼす罪として、以下の罪が追加されます。

■ 風営法第 53 条第 2 号に規定する罪

風営法第 22 条の 2（接待飲食業を営む者の禁止行為）違反

■ 風営法第 53 条第 7 号に規定する罪

風営法第 28 条第 13 項及び風営法第 31 条の 3 第 1 項において準用する風営法第 28 条第 13 項（いわゆるスカウトバックに係る禁止規定）違反

2 施行令の新旧対照

【旧】 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 50 条第 1 項第 4 号（同法第 22 条第 1 項第 6 号に係る部分を除く。）、第 5 号（同法第 28 条第 12 項第 5 号に係る部分を除く。）、第 6 号、第 8 号（同法第 31 条の 13 第 2 項第 6 号に係る部分を除く。）若しくは第 9 号に規定する罪、同法第 50 条第 1 項第 4 号（同法第 22 条第 1 項第 6 号に係る部分に限る。）、第 5 号（同法第 28 条第 12 項第 5 号に係る部分に限る。）若しくは第 8 号（同法第 31 条の 13 第 2 項第 6 号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に提供する行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第 56 条に規定する罪

【新】 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 51 条第 1 項第 4 号（同法第 22 条第 1 項第 6 号に係る部分を除く。）、第 5 号（同法第 28 条第 12 項第 5 号に係る部分を除く。）、第 6 号、第 8 号（同法第 31 条の 13 第 2 項第 6 号に係る部分を除く。）若しくは第 9 号に規定する罪、同法第 51 条第 1 項第 4 号（同法第 22 条第 1 項第 6 号に係る部分に限る。）、第 5 号（同法第 28 条第 12 項第 5 号に係る部分に限る。）若しくは第 8 号（同法第 31 条の 13 第 2 項第 6 号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に提供する行為に係るものに限る。）、同法第 53 条第 2 号に規定する罪（児童である客に対する同法第 22 条の 2 各号に掲げる行為に係るものに限る。）、同法第 53 条第 7 号に規定する罪（児童の紹介を受けた場合における財産上の利益を提供し、又は提供させる行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第 57 条第 1 項に規定する罪

～インターネット異性紹介事業者の方へ～

当該施行令の改正に伴い、事業停止事由の基準を定めた各都道府県の処分基準が改正されます。

詳細については、各都道府県の HP 等を御確認下さい。

